

## 議会活性化特別委員会設置に関する決議

次の議会活性化特別委員会を設置するものとする。

### 記

1. 名 称 議会活性化特別委員会
2. 設置の根拠 地方自治法 112 条及び会議規則第 14 条
3. 目 的 議会の活性化を目的として
4. 委員の定数 9 人